

平成18年4月4日

各 位



代表取締役社長 井戸川 静夫
(コード番号4320 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 浅山 正紀
(TEL . 011-271-4371)

公認会計士等の異動に関するお知らせ

下記のとおり、証券取引法第193条の2第1項の規定に基づく公認会計士等の異動がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 異動の理由

当社の主力事業であります、電子カルテシステムの販売につきましては、医療機関に対する直接取引のほか、販売提携先への取引が数多く含まれており、重点販売戦略の「ベストチョイスソリューション」におきましても、その内容は、当社の電子カルテシステム「MI・RA・Is (ミライズ)」の基本パッケージ以外に、ハードウェア、医事会計システム・看護支援システムを始めとする数々の他社製品、また、これらの導入支援作業(協力会社作業を含む)などから構成されており、一部の医療機関を除いて、これらの医療情報トータルシステムは、現在段階的に導入するところが多く、その取引形態は多様化かつ複雑化しております。

このような状況のなか、「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年3月30日 実務対応報告第17号)が公表されました。当社といたしましては、その指針にそった会計処理を行っておりますが、一部、取引に係る文書類の検討や整備を行う必要があるとの認識でもおります。

しかし、収益認識時期については、販売提携先への納品検収時期とエンドユーザーへの納品検収時期とがあり、販売提携先への納品検収時期を収益認識時期とする当社の認識と会計監査人との認識が一致せず、協議を行ってまいりました。その結果、中央青山監査法人と平成18年4月4日付にて合意解約することとなり、同法人から辞任届を受理いたしました。

これにより、本日開催の当社監査役会において、新たに一時会計監査人として、菅井朗公認会計士及び藤田和重公認会計士を選任いたしました。

なお、中央青山監査法人からは、監査業務の引継ぎについての協力を得る旨の確約を得ております。

2. 退任する公認会計士等の氏名及び住所

(名 称) 中央青山監査法人
(住 所) 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

3. 一時会計監査人の氏名及び住所

(名 称) 菅井公認会計士事務所
公認会計士 菅井 朗
(住 所) 札幌市中央区大通西10丁目4

(名 称) 藤田和重公認会計士事務所
公認会計士 藤田和重
(住 所) 横浜市鶴見区鶴見中央4丁目32-21

以上